

みんなの健康ラジオ

『子どもの受動喫煙防止のために②』

(2017年9月14日放送)

横浜市小児科医会

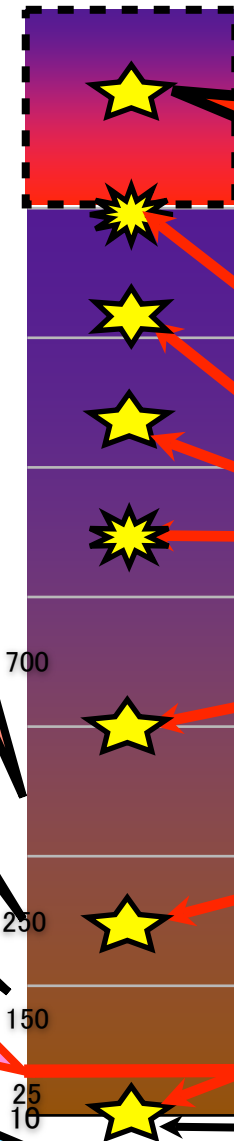
ふじわら小児科

藤原 芳人

タバコから大量の微小粒子状物質 PM2.5 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)



PM_{2.5}($\mu\text{g}/\text{m}^3$)



問題外！！車のなかで喫煙は
1,000 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上！！

居酒屋

喫煙室(事例A,B,C)

いわゆる完全分煙のファミレスの
喫煙席

パチンコ店

いわゆる完全分煙のファミレスの禁煙席

全面禁煙のコーヒー店

緊急事態！ 250 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上

大いに危険 150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上

危険 25~150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

日本の外出基準 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満

WHO基準(安全域) 10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満

サードハンドスモーク ; third(3-rd)-hand smoke (=三次喫煙)

煙が消失した後、タバコ煙に含まれる物質が、衣類、床、壁、カーテン、家具などに付着し、第三者がタバコの有害物質に暴露されること。

有害物質にはシアン化水素、ヒ素、鉛、ポロニウムなどが検出。ニコチンが空気中の亜硝酸と反応して**発がん性物質のニトロソアミン(TSNA)**が発生。

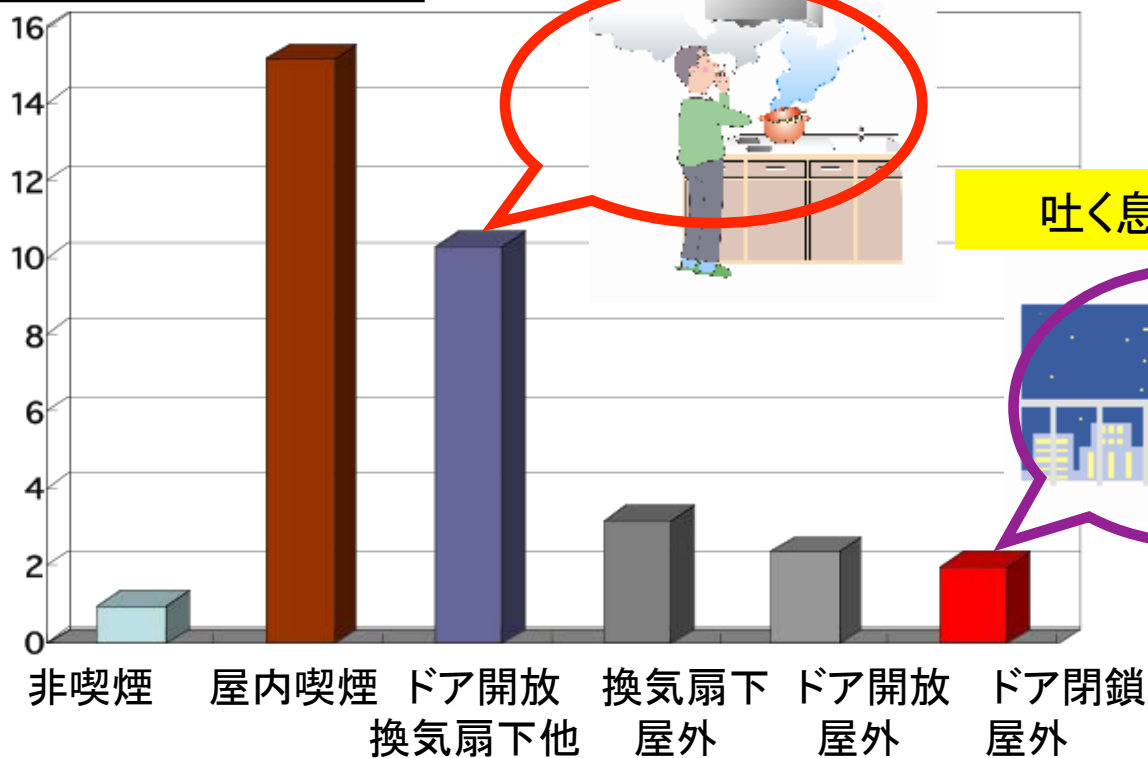
副流煙の様に拡散して**希釈することは無く**、有害物質が物の表面に付着して停留する。**有害性が長期残存**。毒性は時間とともに強まる。

特に赤ん坊やよちよち歩きの乳児などへの経口あるいは経皮的な汚染による健康影響が懸念される。家庭内での完全な禁煙が要求される。自宅は言うまでもなく、ホテルの喫煙客室を利用した場合、三次喫煙の被害に遭遇する。これを防止するには、空港、鉄道、自動車、ホテルなど屋内空間での喫煙を禁止することしかない。

お父さん、お母さんのタバコで子どもが受動喫煙！

子どもの尿中コチニン濃度；ニコチンが体の中で変化したもの

換気扇下でもおよそ3~10倍の！



吐く息や服に付着

- ジメチルニトロサミン、ホルマリンなど、主流煙に比べ副流煙に大量に含まれる物質については、吸い込む量に大きな差がない。
- 空気清浄器はヤニ成分を除去できるが、ガスの成分は殆ど処理できない。

◆厚労省健康局長通知(2010年2月25日)

特に屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では受動喫煙防止のための配慮が必要。具体例として公園、遊園地や通学路など。しかし、**通達のみで罰則規定はない。**

2011年の全国調査では「児童公園」で禁煙指示のあるのは1割でしかなかった。

●2011年にニューヨーク市議会は市内の公園での喫煙禁止法案を可決。また子どもを受動喫煙から守るために罰則規定のある法律の例として、以下の国や自治体では**小児同乗の車での喫煙禁止条例**が存在する。アーカンソー州、カリフォルニア州、ルイジアナ州、ニューヨーク、キプロス、タスマニア、プエルトリコ、南オーストラリア、カナダノバスコシアなど。

読売新聞2015年2月9日夕刊

開催年 開催都市	法令 制定年	内容	罰則
2004 アテネ	法 2000	「禁煙」医療施設、 飲食店 、職場など	有り
2006 トリノ	法 2005	「禁煙」医療施設 「分煙」官公庁、教育施設、 飲食店 など	有り
2008 北京	市条例 2008	「禁煙」医療施設、教育施設など 「分煙」官公庁、 飲食店 など	有り
2010 バンクーバー	州法 2008	「禁煙」公共施設、 飲食店 、職場など	有り
2012 ロンドン	法 2006	「禁煙」公共施設、 飲食店 など	有り
2014 ソチ	法 2013	「禁煙」官公庁、医療施設、教育施設など	有り
2016 リオデジャネイロ	州法 2009	「禁煙」公共施設、 飲食店 など	有り